申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第３項	道路の占用の変更の許可	盛岡南整備課

１　審査基準は、別添の地下埋設工事等による市道の掘り返し規制に関する取扱い要領（昭和45年５月27日市長決裁）、盛岡市公共下水道の市道占用に関する事務の取扱い要領（昭和46年３月31日市長決裁）、盛岡市道路工事等基準（昭和49年１月５日市長決裁）、道路占用許可条件（昭和47年８月２日市長決裁）及び道路地下占用物件取扱要領（平成12年７月18日市長決裁）に定める基準を審査基準とする。

２　標準処理期間は、７日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工作物等を新たに設けるときは、10日とする。

(1) 延長 2,000メートル以上連続して地下に埋設し、又は延長 100メートル以上の橋に添架する電線

(2) 延長 2,000メートル以上連続して占用する水管、下水道管若しくはガスの本管又は延長 100メートル以上の橋に添架する水管、下水道管若しくはガス管

(3) 鉄道又は軌道

(4) アーケード

(5) 地下街、地下室、地下駐車場、地下通路又は上空通路

(6) アーチ

(7) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける工作物、物件又は施設

備考　法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。